

鹿屋体育大学個人情報保護に関する安全管理措置【管理体制】

鹿屋体育大学個人情報保護規則第3条

管理体制における役職名	該当する職名	内 容	具体例
総括保護管理者	理事(組織・運営担当)	保有個人情報の管理に関する事務を総括する任にあたる。	・インシデント時の対応、報告 ・個人情報等の取扱いについての理解 ・取扱い適切な把握・監督 ・研修等の安全対策の実施、周知徹底 ・委託先の監督総括 ・苦情処理対応 等総括
保護管理者	各課長、室長(監査室長含む) 系主任 各学内共同教育研究施設の長 保健管理センターの長	各組織等における個人データの適切な管理を確保する任にあたる。	・各課等の個人情報の業務における秘匿性やその量等を把握し、取り扱う業務の範囲の確保 ・安全管理措置の実施 ・取り扱う業務の担当者の明確化 ・情報システム担当との連携 ・保護担当者における取扱業務の監督
保護担当者	各課副課長 (副課長を置かない課又は室においては課長又は室長が指名する係長) 各教員	保護管理者を補佐し、各所掌における保有個人情報の管理に関する事務を担う。	・実際の事務に従事者であり、従事する際の規則等に基づいた取扱いをおこなうこと。 ・ファイル取得・保有(廃止)の届出作成 ・漏えい等、法令違反の事案・兆候を保護管理者へ報告
個人番号事務取扱担当者	保護管理者が指定する者	特定個人情報等を取り扱う業務に従事する者	・各課等の業務において個人番号の確認や申請書の接受 ・マイナンバーシステムの管理 ・番号法により定められた行政機関との業務の実施 ・漏えい等、法令違反の事案・兆候を発見した場合の保護担当者等への報告
監査責任者	監査室長	個人情報の取扱状況について適宜点検し、適法かつ適切に行われているかについて監査する任にあたる。	・定期及び必要に応じた監査の実施 ・総括保護管理者への報告

鹿屋体育大学個人情報保護に関する安全管理措置
【インシデント発生又は恐れがある場合についての報告体制】

